

經濟論叢

第 161 卷 第 4 号

-
- R. モールの社会統計論……………長 屋 政 勝 1
- ある電機メーカーの
昇格昇給管理に関する実証分析……………馬 駿 31
- 国際比較からみた韓国の
自動車流通販売システム(1)……………權 赫 基 57
- 法人税法における
使途秘匿金の費用性について……………宮 本 幸 平 72
- 戦後日本のアパレル産業の構造分析……………康 賢 淑 86

学 会 記 事

平成10年4月

京 都 大 學 經 濟 學 會

R. モールの社会統計論

——初期ドイツ社会統計における社会・統計概念——

長 屋 政 勝

はじめに

国家の枠内で営まれる様々な国民生活に対する扶養を行政 (Polizei) とみなし、その目的、意義、形態の理論的実証的研究に従う中から、国家・国家諸制度や個人 (家族) ではくみ尽せない人間共同体の存在に突き当たり、それを社会 (Gesellschaft) として析出し、利益ゲノッセンシャフトの複合として概念化したのがロベルト・モールであった。さらに、その理論はゲノッセンシャフトの態様、その構成と関連をできるだけ経験にそくして枚举・分類、記述・説明し、このことによって社会に対する経験科学的分析、また統計の作成・利用を通じた社会の規模と内部構成の具体的数量的把握、つまり実証的社会研究への途を切り開くものとなった。

同時に、国家科学のエンサイクロペディストとしてのモールは、自身の従事してきた国家科学に併行させた形で、新たな研究対象に浮上してきた社会そのものに関する知識の体系化を試みる。モールによる社会科学の構成であり、この中に社会統計学に対する独自の位置づけが示される。本稿は社会の発見に続き、社会認識の体系化、そこでの社会統計学の領分、その意義と役割に関するモールの所論を吟味する。このことにより、1850-70年代にかけてドイツ社会統計学のかかえていた課題、ならびにその後の理論的發展を促した要因が何であったかが明らかになる。

I 国家科学から社会科学へ

1. 早くも1845年に、モールは社会に関する独自の学問の必要性を次のように表明している。全体としての人間関係を単に国家の中でのみ捉え、国家の外に何らの集合制度 (Collectiv-Einrichtungen) や関係を認めない考え方には承服できない。そうではなく、その形態や目的において国家とは何ら一致しない社会的な生活が存在し、従ってそれは全く別個のものとして科学的説明を受けうるということが認められねばならない。こうして、「社会と国家のかかる分離そのものから、社会の学問 (die sozialen Disciplinen) は決して国家の学問ではなく、後者がなお充分な見込みをもっているにしても、そこに属するものではない、という結論が出てくる。社会のこの科学的把握は当然のことながら、自分を取りまく状況に責任あるすべての教養人にとって、従って政治家すべてにとっても重大な研究対象となる」¹⁾。

この考えは自らその渦中にあった社会的動乱をへることでいよいよ揺ぎないものになってゆく。社会は国家や家族とは別の人間共存関係＝状態であり、その存在を無視したり、放置することは許されない。というのは、それはいつ国家や国民にとって危険な存在に転化するやも知れないからである。フランクフルト国民議会とバーデンの地で三月革命の激動を体験したモールの眼には社会を直視し、それを理論的分析対象に据え、社会不安を醸成する原因を探索することが何よりも切迫した課題に映る。モールはいう。「人間の共同生活において、広くゆきわたり影響力に富んだ持続的状态が現に成立し、それが個人の生活圏のみならず、他方で国家にも属しないとすれば、その本質が把握されねばならないし、またされうるし、その成立と展開を規定する諸法則が追求されねばならず、それが現存することによって関与者や外部の生活圏に対して与える帰結がひき出されねばならない」²⁾。この把握には独自の視点と特有の歴史的

1) R. Mohl, *Literarhistorische Uebersicht über die Encyclopädieen der Staatswissenschaften, Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, Bd. 2. 1845, S. 429.

知識が必要である。これまでのように個人、また国家についての科学で採られてきたようなやり方、つまり個人や国家と混同させて社会を論ずることからは何ら有効な成果を期待することはできない。社会についての独自の学問を新たに構成することから、一方で既存の学問にあった不明瞭さをとり除き、その本来の研究対象を整理し直し、他方で社会の本質究明を果たし、その中に隠されている危機の種をみい出し摘出する途が開かれてこよう。

では、この社会についての科学的把握＝社会科学 (Gesellschafts-Wissenschaft) はどのように編成されるものか。これを考えるに当たっては、研究素材を旧来の国家科学の諸分科——私法や国法、国際法、また政策学——からどのような形でひき継ぐか、国民経済学との関係はどうあるべきか、歴史と統計は社会とどのようななかかわりをもつか、また社会との関係でどのような新たな要素がつけ加えられるべきか、こうした一連の問題がついて回る。モールはこれら問題への解決をも用意しつつ、国家科学にまわりついていた境界の不明瞭さを除去し抜く素材の整理統合を意図しながら、新たな社会科学の構成にとりかかる。

問題は、社会科学はどのような内的秩序を有し、国家科学といかなる関係をもつものか、ということになる。これを考えるに際し、次の二つの前提が必要になる。ひとつに、人間共同生活を考察するうえで採られるべき一般的な観点、つまり法、倫理、合目的性の角度から存在を捉えるという観点が社会科学の構成にも必要である。その場合、行動指針の提示と歴史的事実の枚挙とは峻別しなくてはならない。次に、体系表示においては、より根本的研究への概論をひとまず提示するという目的が優先するため、個々の知識領分すべてを有機的関連の中でくみ挙げるやり方ではなく、それらを論理的秩序の中で整理し関連づけるやり方＝外的秩序づけが適切となる。

2) R. Mohl, Gesellschafts-Wissenschaft und Staats-Wissenschaft. *Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, Bd. 7, 1851, S. 52. [以下、引用に際しては、Gesellschafts-Wissenschaft, と略記する]

法・倫理・合目的性という三つの角度、また外的秩序づけの方法のもとに成立するモールの社会科学の構成は以下になる³⁾。

I. 一般的社会理論 社会という概念、その一般法則、その構成部分、その目的、最後にその他の人間生活圏との関係の根拠づけ

II. 理論的社会科学 (Dogmatische Gesellschaftswissenschaft)

1) 社会法学 (Gesellschafts-Rechtswissenschaft)

a) 哲学的社会法

b) 実定的社会法 (恐らくは、一般的実定法としてか、あるいは個々の特定国家の境界内での社会法としてか、この二様のやり方で研究される)

社会法の双方の側面は3つの方向から構成される。社会の内的な法関係、従い、個々の社会圏相互の、また社会圏とその構成員との法関係；社会とそれにかかわらない個々人との法関係；最後に、社会と国家との法関係

2) 社会道德論 (Gesellschafts-Sittenlehre)

3) 社会的合目的論 (Gesellschafts-Zweckmässigkeitslehre. 社会政策 soziale Politik). 組織、あるいは自由な団体；内部での、部外の個々人に対しての、また国家との関係における、個別社会圏の目的達成手段に関する理論

III. 歴史的社会科学

1) 社会とその独自の圏の歴史

2) 社会統計学

新たな社会科学が上のような体系を採ることで、旧来の国家科学体系の変化が予想される。しかし、素材に若干の出入りはあるが、本質的な点での変化はない。つまり、国家の科学的加工も一般理論、理論的国家科学、歴史的国家科学の三部門にまたがり、編成の面では社会科学と全く同じものとなる⁴⁾。ただ、

3) R. Mohl, Gesellschafts-Wissenschaft, S. 56-7. また、R. Mohl, *Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften*, Bd. 1, Erlangen, 1855, S. 103-4. [以下、引用に際しては、*Geschichte*, Bd. 1, と略記する]

4) 社会科学に先行する国家科学は以下の構成となる。

I. 一般国家論

II. 理論的国家科学 1) 公法 A. 国法 B. 国際法

扱う素材が国家、社会という異質なものに分れるだけである。とはいえ、国家科学から社会科学への研究素材の譲渡が生じ、これに伴い国家科学の内部でいくつかわりの変化がみられ、それをも含め上記社会科学の構成に関し、以下のような注釈が加えられることになる⁵⁾。

一般的社会理論の必要性。国家科学同様、社会科学にあっても、社会現象の本質、目的、(他現象との)境界についての一般理論を提示し、続く個別科学の基礎として先行させねばならない。それは、基礎概念を一括して独立に論ずることがまず論理的に正当であり、これにより一面的理解や曲解を避け、初心者理解を容易にし、批判に対する正当性擁護の支えが得られるからである。

社会法学について。ここでは、諸身分、教会、営業団体、共同体、人種といったさまざまな個別主体別にそれぞれの法関係をまとめて説明・叙述することができる。個別生活圏を独立の法主体として扱い、独自の法関係を論ずること、それらを私法・公法いずれかに属させるという従来のやり方の無理を回避できる。社会法という独立部門を設定することで、これまで公法が論じてきた身分法、営業団体系、また教会法は、国家関与が不可避な場合を除いて、そのほとんどがそこに吸収されよう。このことにより、本来が国家立法に属さなかったものが然るべき場所におちつく。例えば、実定的教会法において、内的教会法と最狭義の国家教会法が区別され、前者は社会法で、後者のみが公法の一部をなすという形で整理が進むことになる。また、社会法の新設により、社会と国家の関係全体、国家立法権、等々についての根本的問い直しが可能となり、これまで不明瞭のまま残されてきた国家の権利と義務についての多くの問題も解決されよう。

2) 国家道德論

3) 経国論 (物的基礎; 政治的心理学; 内的経国論—国制政策と行政政策, 後者は制度論, 司法政策, 行政学, 財政学—; 外交政策)

III. 歴史的國家科学 1) 國家史

2) 統計学

構成原理は社会科学のそれと同じである。R. Mohl, *Geschichte*, Bd. 1, S. 126.

5) R. Mohl, *Gesellschafts-Wissenschaft*, S. 58-65.

社会道徳論について。これを社会科学の一構成要素にとり挙げることに批判もある。しかし、社会にとって善なるものについての理論的説明はやはり必要であり、哲学的モラルやキリスト教的モラル体系の中で、何が社会に関係してくるものかが究明されねばならない。また、社会の説明は宗教の観点も加わって初めて完成されたものとなる。

社会の政策学の必要性について。どのような人間関係も賢明さ (Klugheit) と合目的性の角度から捉えられ、判断が下される。それは社会的生活圏がその目的達成のため、いかに首尾よく内的編成を行い、外部に向かって行動するか、そのために必要な物的・精神的手段をどのように調達し利用すべきかを研究することである。この社会政策学の具体的構成は未達成であり、また困難な仕事でもあるが、その意義は大で、ヨーロッパ文明の将来もこれに拠り懸かっているのは否定できない。また、社会政策の内容に関しては、国民経済学との関係をどのように整理するかという難問が付随している。

これまで、ドイツでは国民経済学は国家科学の枠内でその位置を保ってきた。考えてみると、これはひとつの矛盾である。というのは、国民経済学が対象とするものは、国家の外にある独自の社会生活であり、社会を想定することによって、社会科学の中で新たに固有の対象と地位とを獲得できることになるからである。従い、モールの体系にあっては、国民経済学は国家科学から分離し、社会政策学へ収容され、社会的形成物の最重要部分たる所有と労働を軸にした社会的生活圏を視野におき、(経済問題の) 正しい処理のための規範を摺むべく努力することになる。ところが、位置づけはこれで済むとしても、内容的にはさらに大きな障害に出会う。これまで、財の性質、その個人による製造・分配・消費として論じられてきたのが経済 (Wirtschaft) であり、それはあくまで個人的関係の問題に属し、社会的形成物との関連では捉えられてはこなかった。従い、国民経済学をそのまま社会政策学にとり入れることによって、個人にかかわる経済という異質な素材が社会科学にそのまま混入してくる。これはひとつのアポリアである。その解決は国民経済学の扱うテーマに応じて次

の二つの部分、つまり対自然と個々人間での財の問題とゲノッセンシャフトの経済的側面に分け、前者を個人科学、後者のみを社会科学がとり上げるやり方に求めるしかない。モールはこの二分割を不可欠のものとする⁶⁾。従い、国民経済学そのものとしてをみれば、これは一方に自己完結的な理論体系としての純経済理論があり、そこでは先の個人科学に属する問題が論じられ、他方に国家生活に根をおいた国民経済扶養 (Volkswirtschaftspflege、ここでは国民経済政策がテーマ) と国家経済理論 (Staatwirtschaftslehre、経済行政——農業や商業、また広く営業全般に関する行政——がテーマ) が対置されることになる。この後者の経済扶養と国家経済がゲノッセンシャフトにかかわる経済の問題として社会政策のテーマとなり、モール社会科学の一構成部分をなす⁷⁾。

最後に、社会に関した事実を国家のそれとは別に表示するものとして、(社会の) 歴史学と統計学がある。ことに統計学に関しては、この二分によりこれまでの統計学の対象と概念をめぐる論争は簡単に調停され、国家の運命を描写することは国家科学の中の統計学 (国状論のこと) へ、人類の発展の描写の方は社会科学としての統計学へ任せられることになる⁸⁾。

2. このモールによる社会科学の新たな編成が正しいとすれば、これまでの国家科学の枠内で論じられてきた国家の規定、国法や団結権の性格づけにも重大な変更が必要になる⁹⁾。

国家とは独立の社会の展開と確定を行うことにより、一般国家論のより深い

6) 「個人の経済についての理論と社会的経済状態についての理論を分け、それぞれを別途に追求することが不可欠となる」(R. Mohl, *Gesellschafts-Wissenschaft*, S. 64.)

7) Polizeiを広く解釈し、この中に経済政策や経済行政をもくみ上げる観点は旧い官房学の伝統にのっとった行政学観であり、モールはその最後の代表者ともされる。W. Lexis, *Systematisierung, Richtungen und Methoden der Volkswirtschaftslehre, Die Entwicklung der deutschen Volkswirtschaftslehre im neunzehnten Jahrhundert*, Teil 1, I, Leipzig, 1908, S. 6.

8) 「歴史と状態描写は国家の部分と社会の部分へ二分されなくてはならない、ということは論を待たない。こうした分割によって双方は展望と統一を初めて獲得できる」(R. Mohl, *Geschichte*, Bd. 1, S. 106.)。事柄をこう単純に考えるのがモールであるが、社会の状態描写には統計が不可欠の認識材料であり、国家描写とは異なった手続様式が必要とされる。この観点を得ることができなかった。

9) R. Mohl, *Gesellschafts-Wissenschaft*, S. 65-69.

究明が可能になろう。それはまず、国家概念そのものにおいて、社会という巨大な社会的形成物の総体を認め、その上に国家を関連づけることにより、国家を原子的個人の総計 (Aggregate) とみる誤った考え方＝原子論的非有機的見解が放棄される。また、社会のもつ多様性と雑多性との対比で、国家のもとの国民生活の統一性という特徴がより鮮明になる。次に、国家目的の拡張がある。国家は対個人のみならず、社会に対しても拡がってゆく規制と補助とをもたなくてはならない。国民多数のもとの支配的な生活目的はどこに向っているかを確かめることは難問ではあるが、これも最も重要な利益と結びついた自由意思による結晶化＝種々の社会圏の形成を視野におくことで明白になってくる。加うるに、国家生成について、社会の存在を承認することで、一方で敵対する個人のまとまりのない集積とする見地を排し、他方でいくつかの場合には自由な合意による国家の根拠づけを可能にし、自由意思が歴史的には虚偽であり人類学的にみても不可能とする批判に対して、その正当性を擁護することに役立つものとなろう。

このような国家そのものに対する見方の変化はいくつかの個別問題においてもこれまでにはなかった、またそれまでとは異なった考え方を誘引する¹⁰⁾。例えば、国家法にあって、全体権力＝国家のさまざまな個別社会圏に対する態度、また社会圏の関係、秩序、正義を保つべく国家の権利と義務はどのように行使されねばならないかが問題となる。また団結権 (Vereinsrecht, 結社の自由) の問題にしても、この権利を社会とのかかわりで捉え、国民生活の中での意義と位置を確定することで、節度と社会的承認を得ることができ、逆にそのゆき過ぎを排すことが可能になる。さらに、営業状態や営業生活の規制についても、営業体を社会的ゲノッセンシャフトの一要素と認めることにより、これまでの消極的国家干渉とは異なった国家対営業の関係が確立してゆくであろう。

政策的学問においても、行政学 (Polizeiwissenschaft) の変更が必要になる。社会圏を独立の存在として認めることにより、個人利益の援助とは範囲も程度

10) R. Mohl, Gesellschafts-Wissenschaft, S. 69-71.

も異なった社会援助の保証が行政の新たにとり組まねばならない課題として浮上してくる。

以上、モールのいう社会科学とは、社会=利益ゲノッセンシャフトとして形成された社会的生活圏の総体の成立、本質、構成と関連を一般理論、理論分析(法、倫理、政策)、歴史と現状記述の三側面から捉える、国家科学と併行する独立の政治的学問であった。その構成は国家科学と本質的な違いをもたず、いずれもそれぞれの有機体を上の三側面から究明する人間共同社会に関する知識体系とされた。しかし、社会科学の編成により、先行していた国家科学のいくつかの部分に扱う素材のかんりの変動があり、理論構成の修正が求められた。それは特に、国家論、公法、行政学に顕著であった。国家は多様な社会圏の上に成立するひとつの有機体であり、個人同様、社会の動向をも視野に入れた意思形成・統一を計らねばならない。これまで公法部門で誤って論じてきた多くの独立社会圏(例えば、営業体、身分や教会)に関する秩序づけの問題は、新たに成立した社会法に固有の対象となる。また、国民経済学が国家科学から分離し、その中の経済政策と経済行政は狭義の国家行政とは別のものであり、社会圏にまつわる経済問題として社会政策の一環をなすものとされた。

ところで、歴史的科学的国家史と国家統計学はどのような変容を伴って社会科学での社会史と社会統計学と併立するのか、逆に社会統計学は国家統計学とどのような内容的相違をもった統計学なのか、これらについての説明は欠落している。対象を国家と社会へ二分することの強調はあるものの、統計学における国家記述と社会現状描写に隠された理論内容の基本的変質の必要には全く触れないままに終わっている。後に、これがモール社会統計論を制約するものとなってゆく。

II 状態科学としての統計学

1. モールの提示した社会科学の構成において、統計学は歴史記述とともに歴史的科学的に位置づけられていた。人間共同社会に関する知識は、一般論・理論

分析・歴史に三分されるという原則にのっとり、国家同様、社会についても社会とその圏の歴史、および社会統計学が成立するとされていた。では、この社会統計学とはどのような内容をもった知識領分なのか。

この問いに対して、モール自身による積極的検討はない。社会科学の最後の構成部分として社会統計学を位置づけたままに終り、新たに社会統計学の内容提示を行うまでは進みえなかった。ここから、その社会統計学は名称としては独立しえても、実質的自立をまだ果たしえなく、議論は国家科学の枠内で進められ、国状論的残滓を多分に含んだものとなる。しかし、社会統計学の意義を認めたモールは軌道にのりつつあった社会経済統計の作成・利用にまつわる問題をとり挙げ、現状記述へ可能な限り社会統計的認識をくみ入れようとする。

統計学についてのモールの所見は「社会科学と国家科学」において社会統計学を自立させたあと、長年にわたる研究成果の総括として準備された『国家科学の歴史と文献』第3巻(1858年)中の「XIX. 統計学の概念に関する文献」、ならびに『国家科学百科全書』(1859年、第二版1872年)に盛り込まれている。前者では、統計学の性格をめぐるこれまでの諸潮流を7つ(統計学否定論を入れると8つ)に分類し、それぞれの特徴を整理要約し、その中でモール自身の拠るべき立脚点を模索している。後者では国家諸科学の最後のものとしての統計学を、その性格と役割の点から簡潔に要約している。しかし、全体を通じて統計と統計学の性格規定に関するモール自らの積極的発言はどちらかというとき少ない。

『歴史と文献』¹¹⁾において、統計学は国家と政治家による統治のための事実(状態)把握に始まり、ついでその範囲、内容、目的が不明確ながら公務遂行に不可欠な知識にかかわる学問となり、明確化と自覚化が進み、ついには統計学という名称と市民権を得るにいたった、とされる。こうして今や、統計学は

11) R. Mohl, *Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften*, Bd. 3, XIX. Die Schriften über den Begriff der Statistik, Erlangen, 1858, S. 637-74. [以下、引用に際しては、*Geschichte*, Bd. 3, と略記する]

「好ましい仕事」のひとつとなり、実際の遂行でも、概念・方法・一般的基礎命題に関してもますます充実をみせるようになった。この充実は次の3点にまたがっている。

第1に、目的の拡張。当初の統治という目的から、国家状態と国民福禍についての判断をへて、今や直接的利用から解放され、「人間関係への正しい洞察」そのものを目的とする、という形で一般化が進んだ。

第2に、研究対象の明確化。観察される事実は国家顕著事項であるが、その中で歴史・地誌・政治と統計との分離が行われ、しかも統計は（理論ではなく）事実、（事象ではなく）状態、（生成ではなく）既成のもの、および人間の目的に直接関与する自然とその諸力、これらを扱うとされ、対象の限定が進んだ。また状態研究も狹義の国家生活の範囲をこえ、数多くの非国家的生活を含んだ人類の生活全体に拡まってきている。さらに、当初は表示されるだけの事実であったが、今や事実をひき出す原因の知得が問題とされるようになった。そして最後に、平均値によって示される自然的法則の探求が、統計学という科学に値する唯一のものとして、その把握にかかわらない他の知識を排除する考えが多くの人から示されるまでにいたっている。

第3に、統計的知識の種類と正確さの拡張。それはまず、特定官庁によってますます計画的な調査、整理、公表が実施される、つまり官庁統計（*officielle St.*）の成立の中に現われている。次に、これまでの言葉による表示と並び、様々な種類のグラフによる説明が加わり、今では数量が最も正確な、少数の人の考えではただそれのみが正確な報告様式であるとする見解まで提示されている。

この中には明らかなゆき過ぎや偏った考えがあり、モールとしては賛成できない面が少なからず含まれてはいる。とまれ、このような段階に達した統計学に対しては次のような規定が与えられよう¹²⁾。

12) R. Mohl, *Geschichte*, Bd. 3, S. 164.

統計学とは、ある特定期間に成立する人間の状態 (Zustände), しかも主として特定国家内に現存し、国家生活と直接に関係する状態を可能な限りの正確さと真実さをもって表示する学問である。しかし同時に、事実、その最も緊密な原因、変化する現象の自然的法則への洞察を、しかもそれはまず最初には政府活動での利用を目的にして、次には全般的な教養のために保証するものである。

統計の語源とされる status をひき継ぎ、国家内にあって国民生活のさまざまな側面にかかわる状態を正確に描写する学問 Zustandswissenschaft と規定するわけである。status から派生し、国状論と直結するもうひとつの言葉 Staat を避け、あくまで状態に結びつけようとする中に、国状論的制約を脱しようとする意図が読みとれる。しかし、この規定そのものはモール独自のものではない。かつてテュービンゲン大学の同僚であった J. ファラッティが既に統計学を状態知識として規定したのをそのまま踏襲したものである。モールの考えでは、細かな分類にこだわる弊はあるものの、ファラッティこそは統計学に関する過去の歴史を完全に調べ挙げ、なお統計の適用・処理様式に知悉し、かつ統計理論の発展には国家による統計作成の制度的機構の拡充が必要であることを看取した人物であった¹³⁾。そのいうところの統計とは、人類と社会を網羅的に状態描写するものであり、状態とは「静止せる事実」、「現存 (Daseyn)」であり、モール流に言えば、現存するさまざまな社会的生活圏をとり出し、その目的、形態、内部構成・関連、動向をくまなく特徴づけた知識集成ということになる。これが統計的知識とされ、現象の時間的生成と経過についての知識＝年代的・歴史的知識と併行して広く歴史的科学的構成分子となる。従い、統計

13) ファラッティは「最も広い意味での統計学という学問は、……、すべての現象をその状態の側面から捉えなくてはならない」(J. Fallati, *Einleitung in die Wissenschaft der Statistik*, Tübingen, 1843, S. 19.) とし、統計的知識を「現在、あるいは現存する状態についての知識」(a. a. O., S. 29) と規定し、その範囲を国家基本制度から地上の現象、あるいは人類 (Menschheit) 全般へと拡大する。この現象を「現存 (Daseyn)」すなわち「静止せる現実」、「状態」から捉えるところに統計的なもの、状態知識が生ずる。これは現象を「生成 (Werden)」から捉える生成記学的 (chronicognostisch) 知識と一体となって歴史的知識を構成する。この観点はモールにそのまま継承される。このファラッティの理論については、足利末男『社会統計学史』三一書房、1966年、245ページ以下、で検討されているので参照のこと。

学の本務はあくまで現状描写にあり、それをこえた行政と研究の場で行われる法則的関連の探求とは、その洞察を事実資料の面から保証する (gewähren) という間接的な関係をもつに留り、自らが直接因果的推論に携わることはない。

統計と統計学の性格のより深い理解のために、以下の4点が留意されねばならない¹⁴⁾。

第1に、国家生活がより多くの内容を含み、政府がより活動的で組織されているほど、国家統計はより豊かなものになる。国民の文明度とそこから出てくる国家のあり方に依りて、識るに値する状態の数や重要性に違いが出てくる。この点で、イギリスやフランスの法治国家における統計は過去の国家制度のいづれよりも、また現在におけるどの非立憲的国家よりもより充実した内容を有する。しかもこの国家制度と国民生活の内容的充実は単に対象枚举に際しての統計表示の編集ばかりではなく、統計理論それ自体の展開をも左右する。充実した国家体制と統計表示のもとでのみ、統計理論の発展が期待できる。

第2に、統計学そのものは描写される状態の因果的解明には直接かかわることがない。「本来的には統計学は原因説明、つまり事柄がなぜかあり他のものではないかについては関与せず、むしろこれは歴史学、政策学、経済理論といった他の学問分野の課題となる」¹⁵⁾。ただ、事実を完全に把握するうえで、その成立と形成の表示 (統計表示) が不可欠の場合に限って、統計もまた因果的把握に役かうことができるし、このことも稀ではない。

第3に、事実状態の表示方法と統計学の概念・目的とを混同するのは誤りである。どのようなやり方で事実を調べ、その正しさを保証するかは重大な問題であり、統計理論はそのための正当な方法を確定しなくてはならない。しかし、どのような様式で個々の事実を調査・立証したかという方法のあり方によって状態認識としての統計学の本質が変わるわけではない。

第4に、数量 (Zahlen) で表示される事実や状態のみを統計学の対象におき、

14) R. Mohl, *Geschichte*, Bd. 3, S. 645-8.

15) R. Mohl, *Geschichte*, Bd. 3, S. 646.

言葉 (Worte) を通じて明らかにされねばならないものを排除することは誤りである。数量でもって最も簡潔に表示される多くの事実があること、またそれが概括や表化に適したものであることは否定できない。数量が事実の正確かつ完全な表示を与え、簡潔かつ鋭敏な特徴づけを可能にし、統計学に多くのものを授け、誤謬をとり除いてきたことも事実である。だが、このことは数量の中にのみ真実があり、数量で表示されえないものは統計的知識を構成することができない、ということの意味するわけではない。「数量は事柄を記述するひとつの様式であり；言葉は独自の様式にある同じく正当な別の様式である」¹⁶⁾。また、数量によって計算が可能になり、この計算から他のやり方では獲得できない多くの真理が立証されもした。しかし、計算は基本命題や事実を証明するただひとつのありうべき様式というわけではない。ありうる別の認識や表示様式を排除することは思考法則に反することで、知識の範囲を勝手に制限するものといえる。実際に、数量や言葉は事実報告と立証のあくまでひとつの様式であり、他に線形や画像表示、さらに図形表示もあるわけで、要は対象のもつ特性に合わせて現実を写し出しうる報告様式を利用し、そのために複数の形式が競合する場合には最も理解しやすいものを選べばよいわけである。統計学に課せられた、数量のみを利用するという要件を承認するような学問などは他にありえない。それぞれの個別科学において、その対象を明らかにするうえでさまざまな表示形式が採られるのがふつうだからである。

以上の4点にはそれぞれの重みがあるが、中でも最後の論点は重要である。ドイツ国家科学の伝統にあって、国家顕著事項、さらには国家基本制度の体系的分類・表示をもって統計学とする見解＝国状論的見地は19世紀前半にはまだ少なからざる支持を受けていた。これに反し、これまでの国家科学の見地からは第二群の統計学とみなされてきた政治算術的方向に今後統計学構成の支柱を求めべきとするのが1850年のクニースの提言であった¹⁷⁾。しかし、モールは

16) R. Mohl, *Geschichte*, Bd. 3, S. 647.

17) K. Knies, *Die Statistik als selbständige Wissenschaft*, Kassel, 1850. 高野岩三郎訳『独立のノ

この見解を断固拒否する。明晰な思索家であるはずのクニースが、国状記述と政治算術の二方向への分断を正当かつ必然とすることがまず理解できない。政治算術的研究は数学的な無誤謬性を装い、重々しく振舞いながら、明確な数量で表示される事実（しかも、現在や個別国家に制限されることのない）をみい出し、なお社会諸関係の法則と原因関係をも解明しようとしている。このことはゆき過ぎで、統計学に因果関係の追求を課するには無理があり、あくまで現状の正確な記述が任務である。他方の表示様式＝数量描写を分担するのが政治算術的方向であり、両者は一個同一の状態科学の二つの表現様式となる。モールの考えでは、「同じ目的に役立つ二つの手段から異なった二つの理論を構成しようなどというのは、有能な人物の、恐らくは単なる一時の誤った考えでしかなかった」¹⁸⁾ということになる。

モールのこのクニース批判はさらにケトレー理論にまで遡及される。そのケトレー批判の根拠は次の2点にある¹⁹⁾。ひとつに、統計学がとり扱う対象は数量表示が可能で計算に適した事実には限定されず、国家ならびに社会の現状は数量表現可能な事実のみによってはくみ尽されない。次に、規則性とその根拠をみい出す際に、諸原因が同じままの場合に限り、規則性がそのものたりうるのはどうしてか。従い、国が異なり、同じ国であっても時代が異なれば別の帰結や合法的な経過がひき出されるのはどうしてか。この点に考慮を払わなかった。ケトレー理論は統計学にまつわる混乱を解決したのではなく、逆に新たな混迷をもたらしたにすぎない。ケトレー、デュフォー、モロード・ジョネ、さらにクニースの見解を「数量科学としての統計学」²⁰⁾を主張するものとして一括し、数量表示可能なものに統計学の記述対象を限定したこと、また統計的規則性を時と場所をこえて普遍化したこと、この2点でもって批判し、その見解

「学問としての統計学」統計学古典選集 第2巻、栗田書店、1942年。ここでクニースが国状論批判に当たりとり挙げている論者が先述のファラッティである。

18) R. Mohl, *Geschichte*, Bd. 3, S. 666.

19) R. Mohl, *Geschichte*, Bd. 3, S. 663.

20) R. Mohl, *Geschichte*, Bd. 3, S. 662-6.

には与みしえないとするわけである。

モールは統計学の発展を支える重要な要素に資料源の拡充を挙げている。資料の中でも特に重要視されるのは公的機関による統計、つまり政府行政統計である。「科学的統計学は行政統計へ多大な影響を与えてきたし、逆もそうであった」²¹⁾。強力領邦から中小領邦へ公的調査機関の設立が拡がり始めた1850年代、分断された地域枠をこえた統計としては関税同盟統計での人口と商業統計、鉱山統計・営業調査に留り、ドイツ全土にまたがるセンサス様式の統計調査がまだ実施されえない段階にありながら、行政統計のもつ意義をこう見通していた。状態描写の手段に文章記述と数量表示双方の効用を認めながらも、後者は表示の正確性を確保し、主観的判断や恣意的脚色を排し、計算を可能にすることで、言葉にはない独自の意義と役割をもつことを理解していた。

以上、モールの基本的見解はクニースによって国状論的残滓のせいで批判されたファラッティを高く評価し、返す刀でクニースの新たな方向づけを度をこえたものと批判し、それをケトレー理論そのものまで遡らせるものになっている。ここから、モールの統計観は国状論的観方を素地にし、状態を社会に拡張し、これに社会状態描写と数量観察を織り込み、さらに統計資料確保のための国家制度と物的条件の整備拡充を不可欠とするものになっている。

2. 以上の基本的観点に立って、『国家科学百科全書』²²⁾中の「統計学」では、次のような簡潔な性格づけが提示されている。

統計学とは現存する諸状態を識りかつ説明するひとつの記述的学問である。国家生活に現存する事物を適正かつ完全に理解することによってのみ、目的に合った働きかけが確実なものになろう。統計学こそ、この現状の正確な理解を

21) R. Mohl, *Geschichte*, Bd. 3, S. 670.

22) R. Mohl, *Encyclopädie der Staatswissenschaften*, Tübingen, 1859, S. 732-43, 2. Aufl., Freiburg u. Tübingen, 1872, S. 745-58. [以下、引用に際しては、*Encyclopädie*と略記する]。なお、この第2版を底本にした邦訳として、高野若二郎訳『統計学』統計学古典選集 第1巻、柴田書店、1941年、がある。ここで、統計学は国家史と並んで歴史的国家科学を構成するとされ、第112節・統計学の概念および範囲、第113節・資料、第114節・統計学の歴史と文献、この3節から成っているが、分量的には初版において12ページ、第2版においても14ページとごくわずかである。なお、モール統計論の検討には、足利末男、前掲書、277ページ以下、を参照。

任務とする独自の学問といえる。確かに、統計学は18世紀中葉以降に認知された国家科学の中では最も若く、その本質と目的をめぐっては種々の見解がとりまわっている学問である。だが、モールによると、事は簡単なのであり、統計学とは一般的には現在を叙述し、かつ過去の状態の知識が望まれる場合には——もっとも信頼できる資料確保に困難はあるが——、過去の描写を含めて、「国家ならびに社会の状態の学問」²³⁾と規定されよう。国家生活の程度が高く、また政府がより活動的でより組織されているほど、国家の統計も内容豊かなものなり、具体的な統計描写作業と統計理論構成でもより高度なものが達成されうる。

統計が提供するものはあくまで単なる事実に限定される。この事実の根拠は歴史学や他の理論的国家科学から与えられる。事実的なものに依拠するほど、統計の価値は高まる。統計学は証明の材料を提供し、批判の資料を用意するものであり、それ自体で何かを証明したり、判断を下したりすべきものではない²⁴⁾。ただ、二つの事実があり、その原因結果関係が既に明らかにされている場合に限り、両事実の直接的関連が統計によって提示されることはある。統計家の集めた事実にもとづいて行われうる科学的説明や実践的提言はあるが、これを個別的事実の数え挙げ (Aufzählung)、つまり統計資料そのものと混同すべきではない。事実に関する資料蒐集と因果関係解明とを峻別し、統計学のかかわるものはあくまで前者に限定されることを強調するのがモールである。その根拠は、これまで、ある現象に作用する多様な状態の中から特定事実を恣意

23) R. Mohl, *Encyklopädie*, 2. Aufl., S. 745. 前掲訳書, 12ページ。

24) 「統計学の提供しなくてはならないのは単なる事実である。事実の生成と存在の根拠は歴史学に求められるべきか、あるいは理論的国家科学から与えられる。統計学が単なる事実に固執することが純粋であればあるほど、それが誤りに陥る危険は少ないし、その報告がより多様かつ確実な利用に役立つことになる。統計学の提供するものは証明の資料と批判のための資料であり、それ自体は何も証明しようとはせず、判断を下そうともしない」(R. Mohl, *Encyklopädie*, 2. Aufl., S. 745-6. 前掲訳書, 14-5ページ)。ここから、モール統計学をして、「統計学の対象—時空的に限定された国家生活の状態、方法—叙述的、目的—特に国家権力の統治活動の援助。現象の原因や法則の認識は完全に排除されるわけではないが、それには全く副次的な役割しか当てられない」(N. Reichesberg, *Die Statistik und die Gesellschaftswissenschaft*, Stuttgart, 1893, S. 75.)とする特徴づけが出てくる。

的に、また誤って選び出し、これを原因・結果として結びつけたり、事実のある一群だけを面的にとり出し、特定判断の根拠づけや要求の正当化に援用する誤った傾向がみられ、こがために統計学に対する不信が生じてきたからである。あくまで記述領域に制約されるのが統計学ということになる。

統計学の目的は現状の正確な描写にあった。モールはこれを統計的作業 (st. Arbeit) とよび、それが有用性 (Tüchtigkeit) を保持するための要件として以下の6点を列挙している²⁵⁾。

1. 研究と記述対象の目的にみ合った選択。対象の選択はこれを認識することが理にかなった目的に役立ち、蒐集された資料による作業結果に価値が認められる形で行われる必要がある。公的官庁を当事者とする資料蒐集においては、それが単なる遊びや無用な蒐集に終ることもある。
2. 調査 (Nachforschung) は許された限度内に留められるべきである。市民は国家に対して申告義務を負うことがある (例えば、課税の場合)。しかし家庭内や営業上の状態を本人の意思に反して申告する義務までも課せられているわけではない。被調査者の感情や経済状態の秘密保持を侵害するような質問は控えるべきである。これをおして無理な調査を行っても、真の回答は得られず、無用な結果に終るだけである。
3. 報告の完全性 (Vollständigkeit) の確保。これが有用性の決め手となるが、それには調査されるべき地域が包括的に捉えられていること、問われているカテゴリーに属する事情が漏れなくくみ上げられていることが必要になる。さらに標識を充実させ、報告が細部に及んでいることも重要である。要するに、十全な配慮のもとに調査票を作成し、漏れの無い調査を実施することである。
4. 報告形式は関係が明確でかつ全体展望がきくように行われるべきである。記述の種類には数量、言葉、グラフによるものがあり、時には複数のものの組み合わせもある。このうち数量によるもののみを最良、簡潔、鋭敏とする見

25) R. Mohl, *Encyklopädie*, 2. Aufl., S. 746-9. 前掲訳書, 16-22ページ。

解もあるが、これは謬見であり、言葉と数量は同じ状態科学の相互に補完し合う表現形式とみなくてはならない。

5. 理論的命題の正当性の立証や実際の要求の基礎づけといった特定目的のために資料蒐集することは、いかなる場合にも足認されるべきである。ただし、この場合、資料の恣意的な利用による真実の偽造 (Fälschung) には注意しなくてはならない。
6. 観察値の数が多きほど、個別の変動が相殺され結果はより確実なものになり、真の平均数が得られる。ただ、この平均数も全体において真といえるのであり、個々の事例には当てはまらないことはいうまでもない。

以上のように、統計が国家と社会の正確な現状報告として作成され、利用されるに際しての要件が指摘されている。4を除き他の5点は『全書』初版にはなく、第二版になってつけ加えられたものである。これはこの間の行政統計の発展を受けてのものであるが、直接調査の実施が限られ、調査方法にも統一性・整合性が十分でなく、利用にまつわる誤りも少なくなかった当時の現状を省みて、断片的ながら統計批判の意味が込められていたもの見ることができる。例えば、3の注で、人口統計において、単に住民数とその性別のみならず、細かな年齢区分、家庭状況 (縁事)、宗教関係、就業を表示してこそ有用性が増し、近時この点での進歩がみられるとする。これは1860年代に入ってからドイツ各国での人口調査の進展を念頭においてのことである。その一方で、2の注において、ドイツのいくつかの統計局の営業調査では、公的に明らかにすべき事項——使用蒸気機関や水力の数と力、労働者数——をこえて、経営資本額や純益、商品販路や原料仕入地などの項目への質問がとり入れられているが、これをゆき過ぎと批判する。また、6との関連では、道徳統計では次のような思い違い (Täuschung) があるとする。ある国民の特定時期に同数の犯罪が、しかも同種犯罪が同じような割合で反復出現する事実が道徳統計から示される。この同形性 (Gleichförmigkeit) から自由意思とは独立した自然法則の作用を想定し、犯罪者の責任や国家刑罰の正当性を否定したり、疑問視する考えが出

てくる。だが、これは誤りであり、同形性はただ事象をひき起こす原因の数と強さが同じ状態で持続していることの証しにすぎず、個人的責任とは無関係であり、刑罰を免ずる証拠とはなりえない。統計学はこの同形性を世界原則 (Weltprinzip) に高めたり、その悪しき原則への屈服を説くべきではない。ケトラー批判を含ませ、また意思自由問題を絡ませ、比率や平均の安定性=統計的規則性をそのまま個別事例に適用することを誤りとするのである。このように、社会統計の進展を眼におきながらも、統計作成のゆき過ぎ、誤用・拡大解釈に対する批判的観点を提示している。

信頼における資料獲得、誤用や悪用の弊に対する上述のコメントは50-70年代にかけてのドイツ各地での政府統計の拡充を背景にしたものであり、資料としての統計の固有価値、行政と統計、統計と利用者の関係、国家制度・国民生活と統計の発展（表示内容の充実、公表の進展）の対応関係、等についての素朴ながら基本的な指摘であった。

最後に、統計の資料源泉 (Quellen) に関するモールの見解について述べておかねばならない²⁶⁾。正確な資料確保とそのための行政調査機構の拡充が不可欠とし、これがそのまま統計理論それ自体の発展の支えとなるとみるのがモールである。調査が多くの困難をかかえ、資料の価値も不揃いなことは事実である。しかし、統計学には他の国家科学にはない困難解決の途が開かれている。それは多くの国で統計材料の獲得と加工のための行政制度が設けられ、統計は国家にとり他の知識に較べより直接的かつ高度な関係をもつとされている。また、方法と資料とり扱いの一致のため、文化国家の政府統計代表者の会合も再三にわたり開催され (国際統計会議のこと)、統計学の展開に政府の力が支えとなっている。政府行政資料として統計の質量両面での拡充が計られうる。こうした公的統計は独自の官庁=統計局 (st. Bureau) による直接統計によるか、また別途業務目的のために作成されるかであるが、前者によるものの多くは公表されている。公表の程度は各国の政治的文化的段階の違いに応じ、自由主義

26) R. Mohl, *Encyklopädie*, 2. Aufl., S. 752-5. 前掲訳書, 28-34ページ。

的で立憲性が整い、公的方策への市民参加が盛んで世論の影響力の強いほど、自発的かつ完全な政府統計の公表がみられる。さらに私的性格のものであるが、任意の協会 (Verein) による共通目的と統一的手段による統計作成の貢献も見逃すことはできない。

統計作成には個人作業と官庁による個別対象に関する原子的統計 (atomische St.), 一国全体の体系的表示, さらに様々な国家の状態描写と比較に当たる比較統計 (vergleichende St.) といったものがあり, 後になるほど資料源泉は乏しく信頼性も低下する。ここから, 個別資料や報告の信頼性を正確に判断するうえで, 専門知識と鋭敏さが必要になり, 過大評価や資料欠落の恣意的な穴埋めを避け, 源泉の出所を明記することが科学的誠意となる。この点で, 官庁の統計編纂官 (amtliche Bearbeiter) にはより大きな完全さと十全さなどが要求され, このことによりまた私的研究者には公平無私と仮借なき真理発見がより容易になる。

みてきたように, 信頼しうる資料提供に対するモールの期待は大きい。統計作成と個別研究者の側からするその利用の分断を受け止め, 前者の拡充こそ後者の真理発見にとって不可欠の要件になっていることを看取している。

III モール理論の評価をめぐって

1. モールは人間共同生活の独自のあり方として社会をとり出し, 経験的事実にそくしてその構成部分を分類整理し, その関連と秩序を解明する独立の社会科学を提起した。この中に, ヨーロッパの古典的自由主義の枠内に留りながら, 国家理念と社会的現実の分裂を最初に理論的に受けとめ, その克服のための理論的努力の現われをみることができる, とされている。旧来の自由主義的思考の中では, 一方に個人の政治的法の同等性にもとづいた統合体としての法治国家があり, 他方に私的利益の目的追求に当たる個人が対置され, そのいずれにも自由が保証され, その中間に成立する社会的利益の結合もまた法の保護と自由な交易にもとづいた円滑な市場経済で調整されるものとみなされてきた。こ

の中間領域に独自の生活圏や社会関係、さらには対立や矛盾が隠されているという考えは希薄であった。社会問題も特別の深刻さを帯びて現われてはいなかった。しかし、産業資本主義の展開に伴う私的利益の結合、さまざまな社会関係や勢力の形成、つまり社会化の波はそれら自由主義的な国家・法・経済観念では捉え切れない新たな問題を提起する。これら形成された力は市民社会の政治体制と衝突し、時には社会動乱をひき起こし、場合によっては国家体制そのものを覆すエネルギーを秘めている。

人間共同生活を国家局面と個人局面に分け、それぞれに公的平等と私的自由を擬制し、全体の調和を考える思考（自由主義的二分法といわれる）の限界を意識し、特に労働と所有にもとづく社会圏の形成、そこからひき出される資本と労働の厳しい緊張関係を視野に据え、共通利益によって形成されたゲノッセンシャフトの態様、その国家との、またそれぞれの相互関連を研究の主題におき、その中からこれまで等閑視されてきた社会構造の分析と社会問題解決の緊急性を訴えることになった。市民社会という抽象的構成物ではなく、具体的現実の中に現われる種々の生活圏＝利益ゲノッセンシャフトの総体として社会を規定し、これまでの二分法に替えて、国家、個人、そして社会という三分法を提示した。このことはモールの立場が旧来の思想を根本的に批判するのではなく、あくまで自由主義を遵守しながら、その枠の中で新たな事態に対処しようとしたことの現われとみなされる。国家科学の否定の上に社会科学を構築するのではなく、両者の併立を主張するものとなる。この結果出てきたものが中間領域にあって不明瞭なまま残され、位置の定まらなかった社会の析出とその概念化であり、社会科学とその体系提示であった。ここから、モールの試みは「自由主義的国家思考の伝統的規準から、新たな社会科学を解き放とうとする提案」²⁷⁾と位置づけられている。しかも、モールの社会概念と社会科学は当時の社会的現実を直視しながら可能な限り経験にそくして構成されている。先入

27) E. Pankoke, *Soziale Bewegung-Soziale Frage-Soziale Politik, Grundfragen der deutschen Sozialwissenschaft im 19. Jahrhundert*, Stuttgart, 1970, S. 160.

観を排し、社会的現実を直視し、その構成と関連、秩序の解明に努め、そこに内在する諸矛盾の所在を指摘した。この点から、モール理論をドイツにおける社会学思想の出発点におく考えも出てくる²⁸⁾。資本主義経済の発展とそれに伴う社会構造の変化、そこからの階級対立の激化、大衆の貧困化・暴民化、諸々の社会問題の続出、等々を背景にしたモールなりの危機意識の反映であり、それに促された新たな平面の開拓であった。これは政治的学問が実証主義的個別科学（国法学、経済学、経験的社会研究）へ分岐してゆくプロセス＝実証主義的特殊化とも合致している。

このようなモールの社会科学ではあるが、この新たな提案に対しては当時さほどの支持はなかった。それどころか1859年にはトライチュケによる公然たる批判にさらされている。それによると、モールの社会と国家の分離なるものは、社会的利益が旧体制の軛から解き放たれる際に現われる過渡的危機の反映にすぎず、両者の分断を一般化することはできない。両者は不可分の関係にあり、民族国家 (Nationalstaat) において、それぞれが有機的に統合されねばならない。国家意思を欠いた民族的統合などは考えられない。つまり、国家の指導のもとに、国民の多様な努力を通じてどのように国民統一を実現してゆくか、多様な社会化を通じていかに政治的統合へ止揚するか。独立の社会科学ではなく、民族統合という、あくまで政治的目的を実現するための社会政策的国家科学の構成がトライチュケの主題となる。この中で、さまざまな社会的構成部分——特に共同体——が独自の団体というより、とみに政治的性格をもつものであり、民族国家の器官として機能する。このような関係をみないモールの国家概念は狭いと批判されねばならない。「国家とは独自の組織の中にある社会である。……国家は全国民生活を、そのすべての特殊関係を法を通じて秩序づけ、倫理化し、その力で外部への自立性を護ることによって包括する」²⁹⁾。民族として

28) H. Maus, Geschichte der Soziologie, *Handbuch der Soziologie*, hrsg. von W. Ziegenfuss, Bd. 1, 1956, S. 18ff.

29) H. v. Treitschke, *Die Gesellschaftswissenschaft, Ein kritischer Versuch*, Philosophie und Geisteswissenschaft, hrsg. von E. Rothacker, Bd. 4, Halle, 1927, S. 68. これはライプツィヒ大学ノ

は巨大な社会がドイツ内にはある。しかし、それにふさわしい国家形態がこれまで欠落していた。この歴史的事実に拘泥しているのがモールである。こうトライチュケは批判する。従い、ドイツ統一が日程にのぼり出した60年代以降にあっては、モールの考えは個別社会圏の分立主義 (Partikularismus) によるものとし、そのアンチテーゼとしてのトライチュケの民族国家論がより多くの支持を受けるようになる。こうした流れの中から、さらにドイツ経済の社会的関連への関心が惹起され、歴史学派の国民経済学が形成され、また社会分析と倫理的評価、政策的実践の結合を計る社会政策学会が結成されてゆく。これらはいずれもモールの分離した社会経済と国家を別の平面で統合しようとする試みとされる³⁰⁾。

他方において、「R. v. モール、および彼に前後する人々がこれまでの国家科学の体系の欠陥をみてとり、これを新たな学問の確立によって補充しようとしたことは正しい」³¹⁾とモールの社会科学観に親近感を示しながらも、国家をこえ、それをもとり込んだ巨大な人間共同社会 (menschliche Gemeinschaft) の全体網羅的記述を構想し、そのための資料蒐集をデモグラフィー、状態描写=記述体系をデモロジーとして構成しようとする考えも出てくる。有名なエンゲルのデモロジー体系である。エンゲルは独自の存在として社会を位置づけながらも、その国家からの完全分離ではなく、両者は浸透し合う二つの異なった種類の人間共同社会とみる。そのうえで、モールの利益ゲノッセンシャフトをもとり込んだ形で、血族による共同社会、地域的共同生活にもとづく空間的共同

において W. ロッシャーの指導のもとに執筆されたトライチュケの教授資格取得論文であり、初版は1859年刊である。この論争については、E. Angermann, *Robert von Mohl, Leben und Werk eines allliberalen Staatsgelehrten*, Neuwied, 1962, S. 372ff. を参照。トライチュケの考えは全くの誤解にもとづくとし、問題は国家と社会を完全に分離することにはなく、国家とは決して同等視されない社会の本質、ならびにこの本質から出てくる法的、倫理的、政策的性格の帰結全体を根拠づけ説明することにあるとする、モール自身の反論は、R. Mohl, *Encyklopädie*, 2. Aufl., S. 51-2, にある。

30) E. Pankoke, *a. a. O.*, S. 165-6.

31) E. Engel, *Das statistische Seminar und das Studium der Statistik überhaupt*, *Zeitschrift des königlich preussischen statistischen Bureaus*, Jg. 11, 1871, S. 196. 森戸辰男訳『労働の価格・人間の価値』統計学古典選集 第11巻、柴田書店、1942年、439ページ。

社会、宗教による信仰共同社会、そして利益にもとづく共同社会=社会そのものの、この4つがあるとす。基盤としてある空間的共同社会が個人を中心において同心円的に拡張し、家族・さまざまな地域共同体（市町村、郡、州）・国家・国家連合を構成してゆく。これに種々の方向性をもった共同社会が楕円状に切込み先の同心円と重なる中から、多様な事実・過程、状態・関係が成立する。それらを分類整理し体系的に記述し、最終的には「多様にもつれた諸現象を秩序づけ、この諸現象を複合的結果としてひき出す個々の力を分解し、そのそれぞれの位置と度合いを指示する」³²⁾ こと、これをめざす人間共同社会の物理学、もしくは自然学をデモロジーとする。

エンゲルにとり、国家科学と社会科学の対立ではなく、さまざまな生活圏とその関係が相互にかかわるもの一切をひとつの科学にまとめる考えがより正当とされる。いささか誇大すぎる面をもちながらも、フンボルトの精神にのっとりこの考えは、シュタイン、リール、そしてモールの社会理論が先行し、統計学を束縛してきた狭い国家の枠を打破し、視野を人間社会全般に広めたところから始めて生まれうる構想であった。

モール理論は国家本来の権限と目的、それと社会経済との関係、社会独自の目的、形態や構成、等々に対する理論的関心を喚起し、社会科学の認識の呼び水にはなったが、70年代以降、ドイツの社会科学的思潮が社会政策学派の方向へ傾いてゆく中でその意義は過小に評価され、正当な歴史的な位置づけが妨げられてきた。しかし、その社会の発見と社会科学の提示こそは、ドイツ近代国家の未完成さとその反映としてある国家科学の枠組みの狭隘さ、その中で社会を分析する限界を始めて理論的に提示したものといえよう。

2. モールの社会科学論の提示される一年前、既述のクニースの提言があった。これが契機となりドイツへの政治算術派=ケトレー理論の導入が盛んになる。しかし、モールはこの「数量科学としての統計学」の思潮には反対する。あくまで、文章記述と数量表示の双方を手段とした国家と社会の現状描写をことと

32) E. Engel, a. a. O., S. 208-9. 前掲訳書、505ページ。

する状態科学＝統計学という考えを捨てなかった。そこでは安易な因果的推論と統計的規則性の無批判的な一般化・普遍化が戒められていた。すぐ後のいわゆる意思自由論争に直接関与することはなかったが、このモールの考えはそれを先取りした形でのケトレー批判となっている。原子論的思考に対する有機体説、数量科学に対する状態科学、社会物理学に対する社会統計学がその考えの基礎におかれていた。

モールの社会統計学は、しかし、その名に相当する内容を盛込むところまでは進みえなかった。社会科学の体系内に社会統計学を位置づけながら、その統計学はいまだ国状論的制約を脱し切れず、一方で現状記述の枠を国家から社会にまで広め、他方で情報源泉として統計資料のもつ最重要性を認めながら、文章記述の効用をそれと同一視するという中途半端な形に終わっている³³⁾。いうところの社会＝利益ゲノッセンシャフトの総体がどのような種類の集団から構成され、統計的観察網に捕捉され、その質的構成と量的分布が統計標識なり指標体系にくみ上げられるのか。その結果、社会構成体の全体がその量的独自性をもっていかに表示されるのか。この点への踏込みがみられない。従い、モールの社会統計学には、他の分野にはない統計的認識に独自の対象と方法をめぐる方法論的観点への関心は薄く、社会的集団現象や集団観察という概念も出てきていない。モールのいう利益の結晶化の産物たる社会的形成物の全体には、これまでにない規模をもった多種多様な事物や動的な過程が充満していよう。そのひとつひとつを同種性を拠りどころに特定集団として識別し、それぞれに経験的悉皆観察を施し、ここに統計が成立する。この観方を得るところまで進みえなかった。これは、60年代以降のリュウメリンやワグナー、またジグワルト、さらにレキシスらによる統計的認識の独自性をめぐる議論まで待たねばならなかった。

33) このモール理論の不徹底さを見て、それが理論的に何ら評価に値しないと酷評するのが、高野岩三郎氏のモール批判である。前掲訳書、6ページ、を参照。これがモールのおかれた歴史的制約をみない一面的評価であることは既に、足利末男、前掲書、286ページ、で指摘されている。

では、モール理論は社会統計学という標語を残しただけに終り、歴史の片隅に埋もれてしまうものかといえ、決してそのようなことはない。上述の通り、その考えはエンゲルのデモロギー論にひき継がれもし、また後に「土地と人民」に関する実情の知悉を統計学と規定するワッポイスからは、「統計学の彼の見解において、本質的な点でわれわれと完全に一致する」³⁴⁾とされる。さらに、この流れは今世紀10年代以降の社会学におけるテンニースの主張する「社会誌学」(Soziographie)に連なるものともいえる³⁵⁾。ドイツでは現状記述という認識様式を社会的共同体や地域社会におし拡め、質と量の両面から社会生活の現状を悉皆把握する知識体系の意義と効用が認められ、これが経験的社会研究の形を採って継承されてゆく。

実は、モールその人も後の社会誌学と一脈通じるかのような見分を表している。それは1855年の時点で、最新の「統計的作業」(st. Werke)に属するものとして、狭義の統計的研究といえるものをさしおき、統計表示よりは文章説明に重きをおいた実態調査や研究報告を多く列挙していることである。具体的には、それらは民族学者・文化史家リールの『市民社会』(1851年)、『土地と人民』(54年)、フランスのヴィレルメの報告「労働者の肉体的精神的状態」(39年)、デュバンの『児童労働』(40年)、1846-50年にブリュッセルで発刊された「労働者階級の実態と児童労働に関するアンケート」、イギリスの工場監督官ホーナーの『工場での児童労働』(40年)、1843年ロンドン発行の「農業における婦人・児童雇用に関するレポート」、ベルギーのデュクペティヨによる「若年労働者の肉体的精神的状態」(45年)である。また、エンゲルスによる『イギリスにおける労働者階級の状態』(45年)を挙げ、それには「独自の観点からイ

34) J. E. Wappäus, *Einleitung in das Studium der Statistik*, Leipzig, 1881, S. 196.

35) それぞれの国や地域の住民生活の状態と特徴を、法・道徳・習慣、等との関連のもとで実証的に調べ上げる経験的探求を「社会誌学」とし、これは「土地と人民」の悉皆把握をめざしたかつてのワッポイスの「旧いが、真の統計学」の精神、またエンゲルのデモロギーへの復帰とするのが社会学者のテンニースである。F. Tönnies, *Wege und Ziel der Soziologie, Schriften der deutschen Gesellschaft für Soziologie*, I Serie, Bd. 1, *Verhandlungen der ersten deutschen Soziologentages*, 1911, S. 34ff., *Statistik als Wissenschaft, Weltwirtschaftliches Archiv*, Bd. 15, 1919, S. 20, *Statistik und Soziographie, Allgemeines Statistisches Archiv*, Bd. 18, 1929, S. 551.

ギリスの労働者の一部、ことに繊維工場での恐るべき窮乏と墮落とを描き出している；しかも旗幟を鮮明に出したためか、暗い面だけが現われ出てきているといえよう：沈思と恐怖をひき出すのに実によく適した描写に終わっている」との冷やかな論評を加えている。しかし、これらを総じて、「一般に社会とその状態が理論的にも実践的にも注目されていなく、以前に専一的であった国家とその統計学についての観点が固執されたままであった時に、これら研究や報告のどれほどのものがよくなし遂げられたことであろうか？」³⁶⁾とその意義を評価している。さらに貧窮問題 (Pauperismus) についての別の研究をも含め、一般的な数量主導型の統計報告書よりも、こうした質的構造分析、価値判断や体制批判をも盛り込んだ研究書に、社会状態の分析結果として大きな意義を認めるのである。他はおくとしても、当時のドイツ社会を形づくっていた身分構成についての社会学的民族学的考察といえるリールの、また特定の歴史観や社会理論に主導された社会経済分析という性格をもつエンゲルスの研究書——ここでは政府公刊資料や種々の実態調査報告が研究材料として重要な役割を演じてはいるが——を統計研究の範疇に含めることには異論もあろう。しかしながら、モールの考えでは社会現状の正確で包括的な描写が統計研究なのであり、それが資料源として行政統計や公的調査報告を利用したものか私的アンケート調査や事例調査に依拠したものかは、また数量表示や数値分析に重きをおくか文章による記述説明に拠ったものかは副次的問題にすぎず、いずれもが静止せる歴史の横断面＝社会的状態についての社会誌学であり、国家制度の背後に隠されてきた社会圏に固有の問題を始めて理論的・実証的に説明した状態科学となるのである。旧来の国家科学的視点からは出てきようがなく、また認知もされない社会的生活圏の底部に切り込んだこのような研究や分析に着目し、それを統計的作業の成果とみなすところに統計学＝状態科学としたモールの特徴的見解が現われていると考えられる。

意思自由論争をへて1870年以降に展開するドイツ社会統計学そのものとの関

36) R. Mohl, *Geschichte*, Bd. I, S. 107.

連でみると、モール理論は国状記述から社会統計の過渡期にあって時代の制約を多分に背負った統計理論であった。モールのもつて、統計学は一時期その理想と目された社会物理学にはなじまないとされた。自由主義思想にありながら原子論的個人主義にはくみせず、有機体説が基礎におかれ、社会有機体が国家とは別の態様をもち、社会統計が別範疇としてなり立つところまでは進んだ。しかし、統計学から国状論的思考が払拭されておらず、現状知悉のための知識体系としてのその有効性にまだ期待がもたれ、国状記述様式を社会という別個の対象へ類推することで社会統計学が成立すると考えられていた。従い、国家科学からの社会統計学の完全脱皮がまだ終了していなく、社会有機体の質的特徴づけから進んで、そのどの側面がいかなる単位構成、標識、指標でもって集団化・数量化されるのか、つまり統計的認識に固有の問題は考察されないままに終わった。これは、行政統計体制の展開が不十分であり、全ドイツ規模の調査機関とそれによるセンサス様式を軸にした社会経済統計がもつ確かな意味と役割を確認できなく（このことから逆に、個別研究報告、実態的事例調査、アンケート調査などもつ事実把握能力に大きな期待が寄せられることになる）、また根本的な検討をひき出す統計的研究のつみ重ねが行政とアカデミー双方の側でまだ不十分であった段階に制約されていたためである。そこには、統計的認識の対象と方法という本質的次元での検討を開始させる素材的条件がまだ整ってはいなかった。とはいえ、モール社会概念と社会科学は人口の階級・階層構成への関心をよび起こし、これが後に政府統計そのものをして職業・営業関係の数量把握へ眼を向けさせ、人口の社会構成表作成への途を用意することになる。モール理論の中に社会経済統計の実質的展開のための概念的準備をみることは不可能ではない。

このように考えると、モールの状態科学としての統計学というのは、状態という国状論的名残を帯びた言葉を用いながらもそこに社会現状を含ませ、一方で社会の内実である利益ゲノッセンシャフトの状態の正確かつ網羅的の把握をめざす社会誌学的研究への途を開き、他方でまた、行政統計の拡充に比例して急

速に重みを増してゆく社会構成体の数量的認識=社会統計学構成のための橋頭堡の役割を果たしたものといえよう。